

	(7) 居住環境 基盤整備と 一体的に実 施する場合	100分の51.0以内。た だし、過疎地域及び振興山 村地域において実施する 場合並びに森林組合等が 実施する場合にあつては 100分の56.0以内、森林 組合等が過疎地域及び振 興山村地域において実施 する場合にあつては100 分の61.0以内。
	(イ) 森林造成 林道の場合	100分の51.0以内。た だし、森林組合等が過疎地 域及び振興山村地域で実 施する場合にあつては 100分の56.0以内。
	(ウ) (7)及び(イ) 以外の場合	100分の46.0以内。た だし、過疎地域及び振興山 村地域にあつては100分 の51.0以内。
	イ 林道の改良 に要する経費	
	(7) 居住環境 基盤整備と 一体的に実 施する場合	100分の51.0以内。た だし、過疎地域及び振興山 村地域において実施する 場合並びに森林組合等が 実施する場合にあつては 100分の56.0以内、森林 組合等が過疎地域及び振 興山村地域において実施 する場合にあつては100 分の61.0以内。
	(イ) (7)以外 の場合	幹線林道にあつては100 分の51.0以内 その他林道にあつては 100分の31.0以内

第2第1項の表の林道施設災害復旧事業の項の前に次のように加える。

農業用水水源地 域保全整備事業	森林環境保全整備 事業の項の経費の 欄に準ずる。	森林環境保全整備事業の 項の補助率欄に準ずる。
道整備交付金事 業	森林環境保全整備 事業の項及び森林 居住環境整備事業 の項の経費の欄に 準ずる。	森林環境保全整備事業の 項及び森林居住環境整備 事業の項の補助率の欄に 準ずる。

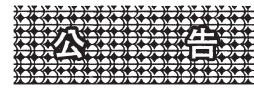
第15を次のように改める。

(補則)

第15 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由するものとする。

第16中「100分の4.5」を「100分の4.0」に改める。

信州の木振興課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人プロ家庭教師のネットワークI WILL
- 3 代表者の氏名
渡辺 啓道
- 4 主たる事務所の所在地
上水内郡信州新町大字日原西304番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は長野市及びその周辺の市町村の子ども達に対して、家庭教師、寺子屋などの教育サービス、不登校生の学習サポート及び自然体験などの体験学習に関する事業を行い、すべての意欲ある子ども達に対する教育の機会均等に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年6月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人デイサービス柔柔・やわやわ
- 3 代表者の氏名
永井 貴美子
- 4 主たる事務所の所在地
長野市丹波島2丁目11番地12
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者・地域住民に対して、生活支援に関する事業を行い、よって福祉の向上、自立した社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等

排水ポンプ車(30立米/分) 1台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成22年2月15日

(4) 納入場所

長野県土木部河川課

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 調達をする物品等に関し、メンテナンス(点検整備、修理等)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 仕様書及び入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

入札説明書等は、長野県公式ホームページの以下のページで閲覧することができます。

http://www.pref.nagano.jp/soumu/kanzai/chotatsu/setsumei_i.htm

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成21年7月27日(月) 午前10時

郵送による場合は、7月24日までに提出場所に到達するように送付してください。

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年7月27日(月) 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、7月23日までに入札申込書を提出してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は仕様書及び入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Drainage pump car (30m³/min) 1 unit

(2) Delivery deadline: February 15, 2010

(3) Delivery place: River Management Division, Construction Department, Nagano Prefectural Government

(4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries: Property Administration Division, General Affairs Department

692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City

TEL 026-235-7079

(5) Time limit and delivery place for the tender:

Time: 10:00 AM July 27, 2009

When sending the bid by postal mail, please make sure that the bid should arrive at the delivery point by July 24, 2009.

Place: Property Administration Division, General Affairs Department Nagano Prefectural Government

692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City

380-8570 JAPAN

(6) Time and place of bid opening:

Time: 11:00AM July 27, 2009
 Place: Bidding Room, 1F Nagano Prefectural
 Government West Annex

管 財 課

公告

平成22年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程(修士課程)学生を次のとおり募集します。

平成21年 6月15日

長野県知事 村 井 仁

1 募集人員

募集人員は、16人とします。

2 試験による選考

(1) 出願資格

ア 一般選抜

次のいずれかに該当する者(平成22年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業した者
- (4) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (9) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限り。を)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。を)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (7) 個別の入学者資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

イ 特別選抜

アの(7)から(7)までのいずれかに該当する者で、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する保健師、助産師又は看護師のいずれかの資格取得後、実務経験が5年以上であり、現在勤務している医療機関、社会福祉施設等の長から推薦を受け派遣されるもの

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(4) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚をはってください。)

(9) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)

(5) 学業成績証明書及び卒業(見込み)証明書((1)のアの(4)から(7)までのいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書)

(4) 志望の理由(本学所定の用紙によります。)

(6) 特別選抜に出願する者は、推薦書(本学所定の用紙によります。)

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、株式会社ゆうちょ銀行の普通為替により納付してください。この場合において、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局が振り出した普通為替証書(平成21年7月以降に振り出したものに限り。を)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留郵便)又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成21年10月7日(水)から10月14日(水)までとします。なお、郵送による場合であっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)
 長野県看護大学事務局

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(4) 受験票(アの(4)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。を)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

イ 学力試験

(7) 一般選抜については、看護に関する専門科目、英語及び小論文とします。

(4) 特別選抜については、看護に関する専門科目及び小論文とします。

(9) 看護に関する専門科目は、志望する領域に応じ、次の表の専門科目の中から1科目を受験することとします。

領 域	専 門 科 目
看護基礎学領域	基礎看護学 看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学 老年看護学 精神看護学
育成看護学領域	母性看護学 小児看護学
広域看護学領域	地域看護学 看護教育学 看護管理学
健康資源開発看護学領域	疫学 在宅看護学

(4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
10月24日 (土)	9:30 ~ 11:00	小論文	長野県看護大学
	11:15 ~ 12:15	専門科目	
	13:15 ~ 14:15	英語	
	特別選抜 13:15 ~ 一般選抜 14:30 ~	面接	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成21年10月29日(木) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局(電話 0265-81-5100)に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療政策課

公告

平成22年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生を次のとおり募集します。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員

募集人員は、4人とします。

2 試験による入学者の選考

(1) 出願資格

ア 一般選抜

次のいずれかに該当する者(平成22年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

- (7) 修士の学位を有する者
- (イ) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (ウ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (エ) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (オ) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (カ) 個別の入学資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

イ 外国人留学生特別選抜

次のいずれかに該当し、日本語を母国語としない者(平成22年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

(7) 修士の学位を有する者

(イ) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(ウ) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(イ) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚をはってください。)

(ウ) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)

(エ) 博士前期課程(修士課程)の学業成績証明書及び修了(見込み)証明書(1)のアの(イ)から(カ)まで又はイの(イ)若しくは(ウ)のいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書)

(オ) 志望の理由(本学所定の用紙によります。)

(カ) 博士前期課程(修士課程)の学位論文等

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、株式会社ゆうちょ銀行の普通為替により納付してください。この場合において、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局が振り出した普通為替証書(平成21年7月以降に振り出したものに限り)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留郵便)又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成21年10月7日(水)から10月14日(水)までとします。
なお、郵送による場合であっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)
長野県看護大学事務局

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(イ) 受験票(アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験及び学業成績証明書の結果を総合して行います。

イ 学力試験

(7) 一般選抜については、英語及び口述試験とします。

(イ) 外国人留学生特別選抜については、英語、口述試験及び日本語筆記試験とします。

(4) 学力試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
10月23日 (金)	9:30～ 11:30	英語	長野県看護大学
	13:00～ 16:00 (予定)	口述試験及び日本語 筆記試験(外国人留 学生特別選抜のみ)	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成21年10月29日(木) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

- 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局(電話 0265-81-5100)に行ってください。
- この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療政策課

公告

県営尾野山地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

- 縦覧に供する書類
県営尾野山地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成21年6月16日から7月13日まで
- 縦覧の場所
上田市役所

農地整備課

公告

県営神川左岸地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

- 縦覧に供する書類
県営神川左岸地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成21年6月16日から7月13日まで
- 縦覧の場所
上田市役所及び東御市役所

農地整備課

公告

県営蓼の海地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

- 縦覧に供する書類
県営蓼の海地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成21年6月16日から7月13日まで
- 縦覧の場所
諏訪市役所

農地整備課

公告

県営春富3号地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営春富3号地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年6月16日から7月13日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

農地整備課

公告

県営須栗平地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営須栗平地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年6月16日から7月13日まで

3 縦覧の場所

茅野市役所

農地整備課

公告

県営下堰地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営下堰地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年6月16日から7月13日まで

3 縦覧の場所

下高井郡木島平村役場

農地整備課

公告

県営日原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営日原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年6月16日から7月13日まで

3 縦覧の場所

上水内郡信州新町役場

農地整備課

公告

県管内村地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第87条の3において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年6月15日

長野県知事 村 井 仁

1 縦覧に供する書類

県管内村地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年6月16日から7月13日まで

3 縦覧の場所

上田市役所

農地整備課

公告

平成21年6月10日、長野県美篤土地改良区の定款変更を認可しました。

平成21年6月15日

長野県知事 村 井 仁

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年6月15日

長野県松本地方事務所長 原 隆 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県松本合同庁舎消防設備等点検作業一式

(2) 役務の特質

長野県松本合同庁舎の消防設備点検作業及び防災管理点検作業

(3) 履行期間

平成21年7月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が、C以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を3人以上有し、そのうち少なくとも1人の消防設備士を有している者であること。
 - (5) 平成21年12月28日までに防災管理点検資格者を有する見込みである者であること。
 - (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県松本市大字島立1020

長野県松本地方事務所 地域政策課

電話 0263 (40) 1955

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年6月29日（月） 午前11時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 503号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年6月22日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年6月15日

長野県看護大学長 深山智代

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県看護大学消防用設備等点検作業一式

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県駒ヶ根市赤穂1694

長野県看護大学

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が、C以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第

35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防点検資格者を3人以上有し、そのうち少なくとも1人の消防設備士を有している者であること。

(5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県駒ヶ根市赤穂1694

長野県看護大学 事務局総務課

電話 0265(81)5100

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年7月2日(木) 午前10時30分

イ 場所 長野県看護大学 管理棟小会議室2

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年6月26日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

医療政策課